



森町告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による森町天宮土地区画整理事業についての換地処分公告があった日の翌日から、本町内の小字を次のとおり廃止することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成29年6月29日

森町長 太 田 康 雄



小字を廃止する区域

大字天宮字龍馬ヶ谷337の3、353の2、354の2、359の2、360、361、362の2、363の3、364の2、367の2、367の5、字屋敷前368、字内房370、371、372の1、372の2、373、375、376の1、376の2、377、378、379の1から379の3まで、380、字山郷381、382、420の4、421の4、430の5、430の6、字川久保773の3、774の2、775の7から775の10まで、775の13から775の15まで、794の3、794の6から794の9まで、795の2、797の3、797の5、797の6、798、799の1、799の2、800から804まで、805の1から805の9まで、805の5の2、806、807の1、807の3から807の7まで、808の1、808の4から808の8まで、809の1、809の2、810の1、810の2、811、字的場812の1、812の3から812の6まで、813の1から813の6まで、814の1、814の2、815の1、815の3から815の6まで、816、817の1、817の2、818の1、818の2、819の1から819の3まで、820の1、821、822の1、322の3から822の6まで、823の2、823の3、824の1、824の3から824の7まで、825の2から825の5まで、825の8から825の14まで、825の16、825の17、826の3、826の4、826の6から826の16まで、827の1から827の7まで、840の2、840の3、840の5、841の1、841の3から841の6まで、842の1、842の3から842の11まで、843の3から843の5まで、字小田ヶ谷894の3、894の4、894の6、894の7、894の9、894の10、895の2、895の4、字内房910の5、910の1の2、916の2から916の4まで、928の1から928の3まで、929、字谷脇987の4、988の1、988の3から988の5まで、989の1から989の9まで、990の1から990の4まで、991の1から991の22まで、992の4、992の5、992の14、992の16、992の18、997の2、998の1から998の4まで、999の1から999の9まで、1000の2、1000の3、1008、1009、1012、

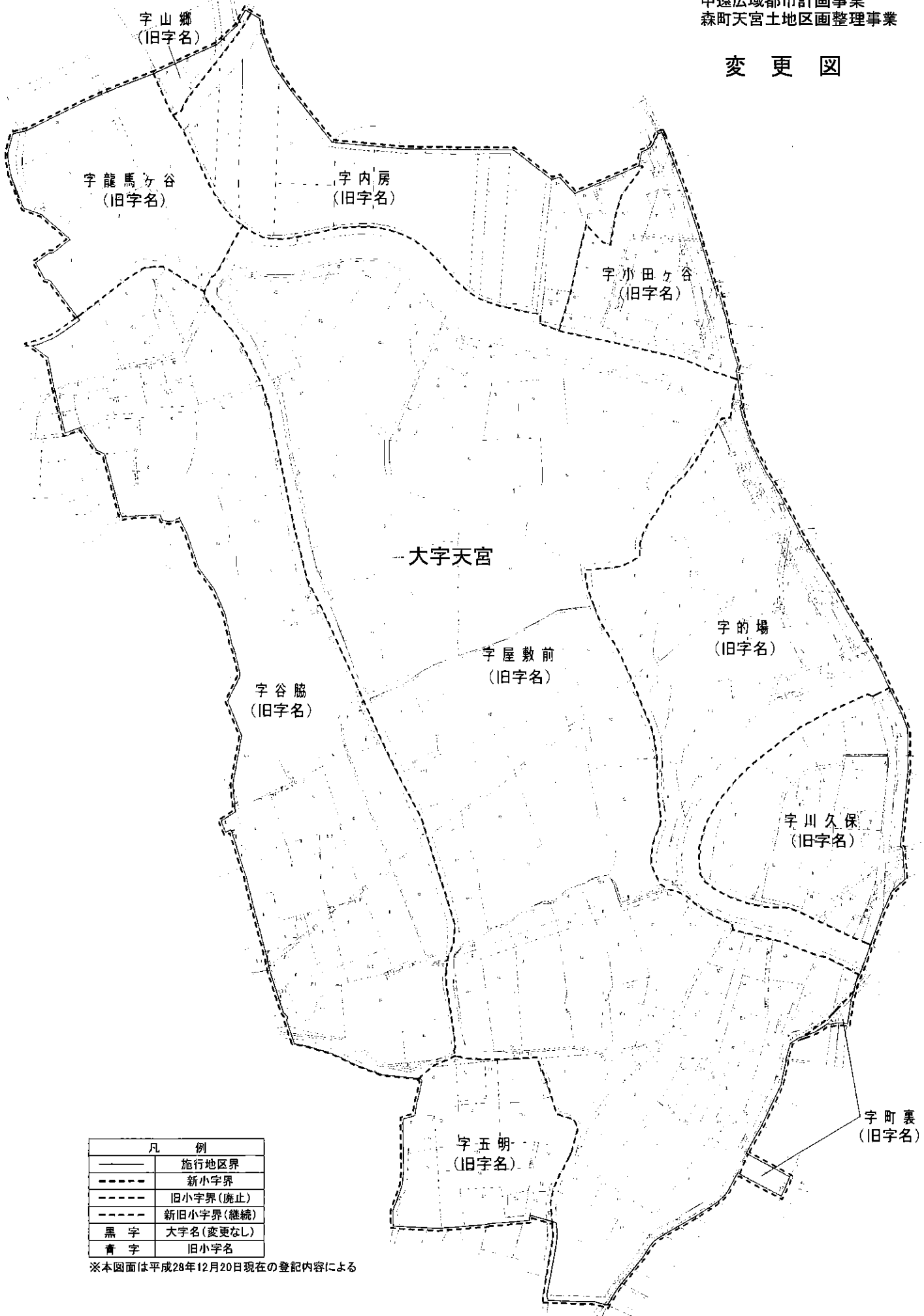
1014の2、1015の2、1016、1017の1、1018、1019の1から1019の4まで、1020の1から1020の3まで、1021の1から1021の3まで、1023、1024、1025の1、1025の2、1026の1、1026の3、1027の1、1027の3から1027の6まで、1028の1、字屋敷前1029の1から1029の4まで、1030の1、1030の3、1030の4、1031の1、1031の2、1032の1から1032の3まで、1033の1、1033の2、1036の1から1036の3まで、1037、1038の1、字内房1038の2、字屋敷前1039から1041まで、1042の1、1042の2、1043の1から1043の3まで、1044の1、1044の2、字小田ヶ谷1045の1、1045の3、1046の1、1047、1049、1050の1から1050の3まで、1051の1、1051の2、1052の3から1052の8まで、1052の11、1052の12、1052の16、1053の2から1053の5まで、1054の1、1054の2、1055の2から1055の5まで、1056の1、1056の3から1056の8まで、字屋敷前1059の1から1059の4まで、1060から1062まで、1063の1、1063の2、1064の1、1064の3、1065の1、1065の2、1066の1、1066の2、1067の1、1067の3から1067の12まで、1068の1から1068の12まで、1069、1070の1から1070の3まで、字町裏1072の4、1072の5、1114の2、1114の9、字屋敷前1118の1、1118の3から1118の7まで、1120の1、1120の3から1120の23まで、1122の1から1122の3まで、1122の5から1122の7まで、1124の1から1124の3まで、1125の1、1126の1から1126の6まで、1127の1から1127の4まで、1128、1129の1から1129の6まで、1130の1から1130の3まで、1131、1132、1133の1、1133の3から1133の5まで、1134の1、1134の2、1135の1から1135の6まで、1136の1から1136の7まで、字五明1137の1から1137の7まで、1138の1、1138の3から1138の5まで、1139の1から1139の8まで、1141の4、1145の8、1145の9、字屋敷前1238から1242まで、1243の1から1243の3まで、1244、字川久保1246の1、1246の2、1247の1、1247の2、字的場1248、1249の1から1249の8まで、字小田ヶ谷1250の2、1250の3、1251の1、1251の3、1251の4、1252の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

上記地番は、平成28年12月20日現在の登記簿による。

位置図



変更図



凡 例	
——	施行地区界
----	新小字界
.....	旧小字界(廃止)
-----	新旧小字界(継続)
黒 字	大字名(変更なし)
青 字	旧小字名

※本図面は平成28年12月20日現在の登記内容による